

6

実現の方策

本章では、第4章「全体構想」および第5章「地域別構想」において策定した、都市づくりの方針を実現するための方策について示します。

整理する各方策と視点は以下のとおりです。

- 各方針の実現のためには、即地的な整備計画を立案し、手法を選定していくことが必要となります。また、具体的な計画について、十分な市民説明を実施し、整備の優先順位を明確にする必要があります。
- 地域別構想で示した各地域の整備計画について、短期(おおむね5年後)、中期(おおむね10年後)、長期(おおむね20年後)に分類することが理想ですが、目標年次までの社会情勢の変化や今後の事業に対する制約を考慮すると、時期の設定は困難です。
- このため、本節では、重点施策や配慮すべき事項、協働の都市づくりの推進について、整理しています。

6 - 1 重点的に取り組む内容

都市づくりの推進において、重要な事項として、「中央地域の活性化」と「国道354号(市街化調整区域)沿道地区の土地利用」を取り上げました。

その他の事項としては、前章までに示した方針を、5つの分野に分けて取り組み方を示しました。

中央地域の活性化

〔都市再生に向けての事業の推進(都市再生整備計画)〕

中央地域における根幹となる市街地整備や主要な施設整備の実現のため、平成16年度から新設されたまちづくり交付金による都市再生整備計画⁽²⁰⁾に基づいて、当該地域にかかわる各種事業を推進していきます。

都市再生整備計画⁽²⁰⁾： 都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づいたもので、同法では平成16年4月の改正に伴い、全国の都市再生を促進するための交付金制度(まちづくり交付金)が創設されました。交付を受けるためには、市町村が策定した都市再生整備計画を国土交通省に提出することが必要です。本市では、都市の再生のために「道路」「高質空間形成施設」「高次元都市施設」「既存建造物」「土地区画整理」「人にやさしいまちづくり」という項目に添って公共・公益施設の整備などを定めています。

・根幹となる市街地整備

中央地域を形成する空間の整備としては、定住人口の増加を目指し、西部第一中地区の土地区画整理事業や既存施設の再活用などに取り組んでいきます。

中央地域の骨格であるコミュニティ軸の一体化を図るため、館林駅の東西広場をつなぐ連絡通路を整備するとともに市街地分断の解消につながる都市計画道路西部一号線立体交差事業を推進します。

・主要施設などの整備

人々にやさしい歩行空間の形成としては、環状道路の整備を促進することにより、市街地への通過交通の流入を防ぎ、安全性の向上を図るとともに、歴史の小径として位置づけた市道を対象に地区内の回遊性の向上のための改良を進めます。

人々の交流を支援する拠点の構築としては、市政情報や観光案内、地元物産販売などの複合的な機能を持った交流センターを整備し、市街地再生を図ります。

快適で風情のある市街地を創造するために、館林二業見番組合事務所をはじめとする地区内に存在する歴史的建造物の改修を行います。

〔中心市街地活性化基本計画の策定〕

中心市街地の再生は全国共通の課題であり、法制度としては、平成 10 年に「中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体推進に関する法律」（略称「中心市街地活性化法」）が定められています。

「中心市街地活性化基本計画」は、この法律に基づく、市街地整備と商業の活性化を「車の両輪」とする、同地域の活性化を目的とした計画です。

本市においては、前述のとおり、都市再生整備計画に基づく事業として交通結節点整備や道路などの都市基盤をはじめとする都市施設の整備を具体的に進めています。今後は、商業などの活性化の観点から、中心市街地のあるべき姿を整理し、一体的な推進を行う必要があるため、中心市街地活性化基本計画を策定し、それを踏まえた一体的、総合的、包括的な都市づくりを進めていきます。

〔人々にやさしい居住環境づくり〕

中央地域の活性化については、交流人口だけでなく、活性化を支える定住人口の確保が重要です。また、現在地域内に住む方々の高齢化の進行に対しても、配慮しなければなりません。

定住人口の確保の面では、各種整備の推進や共同住宅などの建設促進に資する制度の検討に加え、民間活力をいかした医療・商業などの諸機能と融合した住宅供給なども取り組む必要があります。

高齢化の進展に対しては、全ての人にやさしい居住環境の形成のため、交通バリアフリー法に基づく施設整備やユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりに加えて、交通手段や各種サービス機能の確保などに努めていきます。

〔安全で安心できるコミュニティ空間の創出〕

通過交通の流入を抑制するため、コミュニティ外周道路を含めた交通関係の各種整備を進めます。

地域内については、自動車侵入の抑制や既存道路空間利用の工夫（交通規制や自動車運転手の心理面に働きかける措置）の導入も検討していきます。

国道354号(市街化調整区域)沿道地区の土地利用

市街化調整区域に位置する国道354号沿道地区は、多くは農業振興整備に関する法律上の農用地区域でもあり、基本的に開発の抑制を行うべき地区ですが、幹線道路を活用した立地条件の優位性が高いことから、多機能な土地活用が望まれる場所でもあります。

土地利用については、沿道だけでなく、一定範囲を複合的に活用することを必要とする地区であり、市街化区域側から面的整備により市街化区域に編入することが原則です。なお、急速な社会情勢などの変化を考慮した場合、新たな手法の導入も必要と考えられます。

そのためには、地元意向を踏まえつつ、当該地区の土地利用計画を明確にした整備方針を定めることが必要です。

その他の事項

〔土地利用に関する諸施策の推進〕

茂林寺前駅の西側などの市街化区域に隣接する区域(市街化調整区域)については、地元意向を受け、土地区画整理事業による、市街化区域編入を目指します。

風致地区については、周辺の自然と居住環境の共生のために今後とも継続していきますが、幹線道路の沿道土地利用および商業拠点の機能増進の観点から、必要に応じた見直しも行います。

市街化調整区域内の各拠点については、周辺施設整備により支援していきます。

広域交流拠点については、館林ICや環状道路、南北構想路線などの幹線道路機能を活用するため即地的な計画を策定し、広域交流に資する施設整備を具体的に検討します。

〔交通関連都市施設などの整備の推進〕

主要な幹線道路については、既決定都市計画道路の整備を促進し、「館林都市圏の交通基本計画」(10頁 7参照)に基づく構想路線(南北構想路線、南部環状構想路線、31・32頁参照)などの都市計画決定に向けて関連機関との調整を進めます。

市内の生活道路については、安全で快適な生活動線の確保を目指します。

水と緑の軸の内、鶴生田川の沿道などについては、堤防上道路の自転車および歩行環境の向上を目指すとともに、その他の道路については、中断している箇所をつなぐ道路整備や環状道路(緑地帯)の緑化、休憩所などの整備を検討します。

〔公園緑地関連都市施設などの整備の推進〕

4つの池沼(城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼)の周辺については、都市公園整備事業の継続や親水機能向上のための整備を進め、水と緑の憩いの空間としての更なる活用を目指します。

水と緑の軸に位置づけた河川水路沿いや幹線道路沿いについては、ポケットパークの配置や道路緑化を進めます。

〔都市環境施設などの整備の推進〕

市内の下水道や河川については、今後とも整備および改修を推進します。

福祉の拠点をはじめとして、公共性の高い施設などの周辺については、バリアフリー化を進め、人にやさしい都市づくりを目指します。

災害時の避難および救援に対して、都市計画道路の整備推進により主要な避難ルート の 確立を目指します。

〔良好な環境や自然資源の保全〕

優良農地や平地林については、既存の各種制度(農用地区域、保安林、緑地保全地区、風致地区)のうち、有効なものを継続していくことにより、良好な環境を保全していきます。

城沼、茂林寺沼、多々良沼、近藤沼とその周辺地区については、「緑の基本計画」(40 頁参照)の策定などにより、水と緑の憩い空間として維持および増進を図ります。

6 - 2 実現に向けて配慮すべき事項

本市の都市づくりを実現していくために、配慮すべき事項を以下に整理します。

総合的な実施計画

これまでの都市づくりは、土地利用や交通などの個々の分野ごとに実施されていましたが、近年はまちづくり交付金を活用した都市再生整備計画（68 頁 20 参照）のように複数の分野を包括した事業（パッケージ事業）が主流となりつつあります。ソフトやハードの多様な事業の相互連携により、従来の単独分野の事業では難しかった同一空間の総合的な整備が可能となるものです。

複数の分野を包括した事業は、短期間に集中した実施が望ましく、本プランから具体的な事業への円滑な移行のためには、館林 IC などの拠点・空間毎に即地的な実施計画が必要となります。

土地利用の適切な見直しについて

市街化区域の中には土地区画整理事業が施行されている箇所が多く、都市の骨格となる都市計画道路の整備も進められています。これらの整備に伴い必要に応じて、土地利用の枠組みの適正な見直しなどを視野に入れて検討していきます。

市街化検討エリアについて

市街化検討エリアは、将来的に市街化区域とする可能性の高いエリアとして設定したものです。人口の見通しからは、全ての範囲を同時期に整備、編入することは現実的には困難ですが、市民参加のプランとしての希望を示したものです。実現にあたっては、地元意向などを踏まえ、優先順位を整理しながら対応していきます。

民間活力との協働

現在の社会経済情勢において、地域別構想で整理した方針を実現していくためには、民間企業や事業者の協力も重要と考えられます。行政が各種計画や施策などの情報を公開するとともに、民間活力と協力していくことで、都市づくりの推進の円滑化が図れます。

公園文化都市にふさわしい景観づくり

良好な景観形成は、公園文化都市実現の大きな柱です。美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するため、景観緑三法（47 頁 17 参照）が整備されていますが、本市においても、「景観法」に基づき、良好な景観の形成のための規制などについて、市民の要望を踏まえて、取り組んでいきます。

また、水と緑およびその景観を保全するためには、「緑の基本計画」を策定し、市としての緑のあり方やその保全方法を具体的に示していきます。

既存施設や機関の利用の仕方の工夫

施設整備の多くは長期的な時間を要するものです。市民の利便性の向上のために

は、既存道路などの都市施設に加えて、鉄道・バスなどの公共交通機関の利用の仕方の工夫に取り組んでいきます。

6 - 3 協働の都市づくり

本プランを実現していくためには、市民、企業・事業者、行政が相互理解と信頼関係に立ち、協力していくことが不可欠であり、以下のような役割分担と連携が必要です。

市民の役割

都市づくりは、生活者である市民のためのものであるという観点から、今後とも市民が主役となった都市づくりを行っていく必要があります。

ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）などの活動や、公共空間の維持管理および有効活用などへの取り組みへの参加、都市づくりに関するイベントや文化活動への参加などを通じて、利用者の立場からの積極的な参画が望まれます。

本市では平成12年6月に市民による「まちづくりを考える研究グループ」を構成し、5つの研究グループに分かれて、中心市街地に関する研究活動をしています。駅前通りにおける「まちやサロン」の開設や「歴史の小径道路計画」も同グループの提案を参考としたものです。

こうした活動については、群馬県の「まちうち再生総合支援事業」を適用し、市民の「住民意識喚起事業」として、平成12年から実施したのですが、これらについては、今後とも継続していきます。

企業・事業者の役割

企業や事業者には、生活利便の向上や就業の場の提供など、企業活動を通じた社会的な役割を果たすことが求められます。そのため、企業や事業者も市民の一人として、都市づくりに対する理解を深めるとともに、行政との連携、市民との協力のもとに、より良い街並みの創出や地域の活性化などに向けた活動が望まれます。

行政の役割

積極かつ迅速な情報の公開などに努めることにより、市民に本市の都市づくりに対し関心を持っていただき、理解が深められるよう努力するとともに、市民参加手法の積極的な活用を図っていきます。

NPOやボランティア団体など住民主体の都市づくりに関する組織の確保や育成に努めるとともに、人的・物的支援を図ります。